

平成28年 4 月 5 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

平成28年度 入札・契約制度の改正等について

平成28年度に高知市上下水道局が発注する建設工事に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 建設工事及び建設工事に係る委託業務の最低制限価格等算定方法の改正

国土交通省の直轄工事や建設工事に係る委託業務に係る低入札価格調査基準の見直しに準じ、本市における最低制限価格等の算定方法を改正します。

（平成28年 4 月 1 日以降に公告，指名通知するものから適用する。）

※ 詳細につきましては、別紙「建設工事の最低制限価格算定方法の改正について」及び「工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法の改正について」をご覧ください。

2 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成27年度からの変更はありません。一部文言整理を行っています。

※ 平成28年度の評価項目及び評価基準は別添「平成28年度 総合評価落札方式評価項目及び評価基準」をご覧ください。

※ 平成28年度の総合評価落札方式に関する取扱要領は別添「平成28年度 高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」をご覧ください。

3 建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置の継続

平成27年 4 月 1 日から施行している現場代理人の配置の特例に係る暫定措置を平成28年度も当面継続します。暫定措置を終了する場合はホームページにてお知らせします。

※ 平成27年 4 月 1 日施行の暫定措置は、別添「建設工事に係る入札・契約手続きの暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

4 建設工事等における社会保険未加入業者等への対応について（周知）

高知市上下水道局では入札参加申請において、事業所として社会保険制度への加入を資格要件としており、社会保険制度未加入業者を（適用除外の業者を除く）を排除しています。

しかしながら、労働者単位で見れば、現場ごとに事業所を転々とする技術者等が多いなどの背景

もあり、長期雇用関係が見込まれない事等を理由に、社会保険への加入をさせず、公共工事における現場代理人や技術者として配置するといったことがみられるなど、建設業に携わる労働者の福利厚生に妨げに繋がっています。この状況を受けて、平成29年度からの制度実施に向けて、以下のとおり社会保険未加入者及び事業所への対応を検討していますのでお知らせします。

- (1) 現場代理人、主任（監理）技術者については、社会保険等加入者である事を配置要件とする。
- (2) 建設工事における社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止する。

以 上

事務担当 高知市上下水道局 企画財務課 契約担当
高知市棧橋通三丁目31番11号
高知市上下水道局庁舎2階
TEL:088-821-9208 FAX:088-833-6549